

平和人権対策特別委員会

日 時 平成24年2月1日(水) 午前10時00分~

場 所 第3委員会室

1 開議

2 所管事項調査

亀岡市犯罪被害者等支援条例案について(自治防災課説明、質疑)

3 閉議

基本理念(支援の在り方)

途切れのない(シームレス)支援

個人情報への取扱いへの配慮

支援の対象

- ・犯罪被害者・その家族・遺族
- ・犯罪に準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為によって害を被った者
その家族・遺族

連携・協力・連絡調整

- ・国、京都府
- ・その他地方公共団体の機関
- ・犯罪被害者等の支援を行う民間の団体
- ・その他犯罪被害者等の支援に係るもの

市民等の責務

- ・犯罪被害者等の名誉または生活の平穩を害することのないよう配慮
- ・市等が行う犯罪被害者等の支援に協力するよう務める

具体的支援

総合相談窓口 ・連絡会議	相談・情報提供
	見舞金
	一時的な住居の提供

犯罪被害者等の支援を行わないことができる場合

支援を行うことが適切でないと認められるとき

提言	条例案
1. 担当窓口の設置	6条4項
2. 民間との連携を重視した制度づくり	
連携・協力	4条2項
財政的支援等	-
3. 広報啓発活動の充実	
犯罪被害者等に対する広報	-
二次被害を防止するための広報	7条2項

1月26日 議員団研修 質疑応答(概要)

関係条文	Q (各議員)	A (川本先生)
2条	「これに準ずる」を、もう少し詳しく定義しても良いのでは。	条例としてはこの文言とし、ある程度実績を重ねてから、規程等で定めてはどうか。
2条	被害者「等」は、婚約者を含むのか	「家族又は遺族」となっており、婚約者は家族ではないので含まない。
2条	支援の対象や範囲について判断が難しい場合、支援センターとして京都市に助言したことはあるか。	把握していない。理事会や運営委員会にはあがってきていない。
4条	これを入れた条例はすばらしいというのであれば。	「民間支援団体との連携」を入れることを検討してはどうか。後はこの条例で十分ではないか。
4条、6条	様々な被害者に対する責任が自治体にあるのか。 見舞金の支給について、支援は一時的なものではなく継続的なものであり、継続的に行うには多額の資金が必要である。もっと国や府の問題ではないか。条例で市の責任を縛るのはどうなのか。	国・府・市がきちんと連携しないと、押し付け合いでは被害者は助けられない。 本当は国がやるのが一番良いが、そうっていない。現状では、亀岡市というスケールで、きめ細やかな支援が必要。
6条	DVで、自分は被害者だという自覚に至るまでに揺れ動いている人が一番困る。 住居のあっせんは時機を得たものだが、見舞金だけで済むのか。生活保護との兼ね合いはどうなるのか。	DVの専門施設との協働を考える必要がある。 DVを全てここに取り込むのは難しい。DVとして対応する所と、犯罪被害者の支援で対応する所と共通点がある。他の機関と連携し、DVはDVを専門とする部署できめ細かく対応できるようにする必要がある。
6条	どのような「連絡会議」になれば理想的か。	横の連絡機関であると考えた。 日本の組織は縄張り意識が強く、課の間の連絡が悪いが、今後克服していかなければならない。
7条	個人情報保護条例との関係もあり、被害者が窓口に出ることで初めて実効性を持つのでは。	その通り。被害者のことを知ってもらう機会を持ち、皆が被害者について分かるようになれば、相談に行ってみようとなる。
8条	後になって対象者として適切でないことが分かった時、どう対処すれば良いのか。	最終的な結論でさかのぼることは難しい。そのようなケースは考えられるが、今のところ京都市ではそれほど困った事例は出てきていない。